

小型船舶操縦士身体検査証明書記入要領（例）

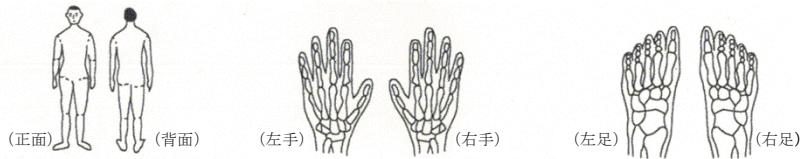
【この記入要領は必ず医師に見せて下さい】

第23号様式（第80条、第85条、第99条関係）（日本産業規格A列4番）

申請者記入				小型船舶操縦士身体検査証明書	
(申請者記入)					
氏名（ふりがなをつけること。） 必ずふりがなを記入		性別 男 女		(写真) 次のような写真をはり付けること。 1. 縦45mm～30mm 横35mm～24mm 2. 申請日前6月以内撮影 3. 無帽、正面半身	
出生年月日 更新をし、又は再交付を受けようとする操縦免許証に係る資格又は受けようとする試験の種別					
年月日					
現住所					
都道府県から住民票記載の現住所を記入 □ ()					
(医師又は検査員記入)					
1. 視力 視力 (矯正で可) 左右 視野 (矯正をしても一眼が0.5未満の場合のみ記入) 左右 視力については一眼の裸眼又は矯正視力が0.5未満の時は、0.5見える眼の視野角度を記入願います。					
※当該視野角度の合格基準は150°以上となっています。					
2. 色覚 (更新又は失効再交付の場合は記入不要) 正 常 その他					
3. 聴力 5mの話声語の弁別 可 不可 上欄の5mの話声語の弁別について「不可」の者にあつては代用の音の弁別 (医師が検査を行う場合は記入不要) 可 不可 ↓補聴器使用可					
4. 疾病 疾患の有無 病名及び程度 (疾病のある者の場合のみ記入) 業務への支障 有 無 有 無					
5. 身体機能の障害 (1) 身体機能の障害の有無 身体機能の障害の有無 障害の内容及び程度 有 無					
握力 (両手の手指に障害のある者の場合のみ記入)		左 kg	右 kg		

下記(2)(3)(4)は5(1)身体機能の障害の有無で検査結果が「有」と記入された場合に所要項目に記入

(2) 身体機能の障害の部位 (身体機能の障害がある者の場合のみ記入)
切断部位は —— 、障害部位は □ により図示すること。



(3) 運動機能 (身体機能に障害のある者の場合のみ記入)

①関節の屈伸

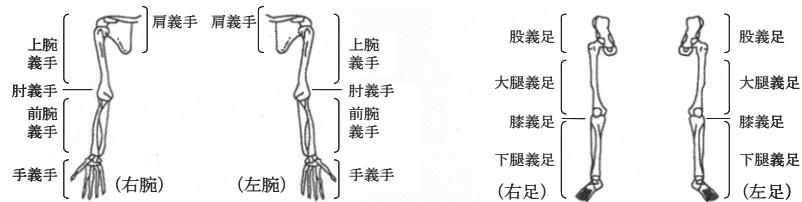
手指の屈伸	できる	できない
手の屈伸	できる	できない
膝の屈伸	できる	できない
歩行	できる	できない

②障害のある関節 (関節の屈伸のいづれかができるなかった者の場合のみ記入)

手関節	肘関節	肩関節
左 右	左 右	左 右
股関節	膝関節	足関節
左 右	左 右	左 右

(4) 義手義足 (義手又は義足を装着している者の場合のみ記入)

義手義足を装着している部分を □ により図示すること。



6. 医師又は検査員所見 (受検者の小型船舶操縦者としての業務又は操縦について指摘すべきことがあれば記入)

船舶職員及び小型船舶操縦士法施行規則別表第9の検査項目について
結果、上記のとおりであることを証明します。
年 月 日 検査を行つた結果。

医師又は検査員の氏名
医療機関又は講習機関の名称、
所在地及び連絡先

必ずご記入をお願いします
(電話番号も記載して下さい)